

手稲区地域部会規約

第1条(目的)

札幌市自立支援協議会手稲区地域部会（以下「手稲区部会」という。）は、札幌市自立支援協議会（以下「市協議会」という。）の構成部会として、障がい当事者、障がい福祉事業所、行政機関、その他手稲区内の様々な事業者との連携のもとに、障がい児者を含む全ての手稲区民が、障がいに関わらず、互いに理解し合いながら共生できる「地域づくり」を行うことを目的とする。

なお、当該規約にある「障がい児者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等、年齢や手帳の有無に関わらず、あらゆる障がい児及び障がい者を指す。

第2条(活動内容)

1. 手稲区部会は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
 - (2) 障がい児者や家族の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
 - (3) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
 - (4) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
 - (5) 障がい福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動
 - (6) 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
 - (7) 手稲区の課題を解決するための、全体会への施策提言
 - (8) その他、目的達成に必要な活動
2. 上記に挙げる活動を円滑に行うため、部会内に目的別グループを構成し、グループ毎に定期的に定例会議を開催して活動に取り組む。

各定例会議については開催の都度議事録を作成し、参加委員へ周知するものとする。

また目的別グループの創設については、拡大事務局会議の承認をもって決定する。
3. 手稲区部会は、障がい福祉以外の機関、事業所、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に務める。

第3条(構成委員)

1. 手稲区部会は、次に掲げるもののうち、手稲区地域部会の目的に賛同するもので構成する。
 - (1) 区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者等
 - (2) 区内に拠点があり、障がい福祉に関連する福祉施設等
 - (3) 区を担当地域とする相談支援事業者
 - (4) 区内に居住する障がい当事者とその家族、または区内で活動する障がい者団体
 - (5) 区保健福祉部保健福祉課
 - (6) 区社会福祉協議会
 - (7) 特別支援学校等の教育機関
 - (8) その他、障がい福祉の向上に関心のある者で委員が適当と認める者
2. 障がい児者や家族を含む関係者および地域の関係機関等に臨時で参加を要請し、情報提供や意

見の表明等の協力を求める事ができる。

3. 構成委員（以下「委員」という）は目的に応じた各グループに所属し活動するものとする。また各グループにはリーダー及びサブリーダーを置くこととする。
4. 委員の人数及び任期の上限は定めない。ただし、就任及び退任については、各グループ委員の総意により決定し、そのリーダーは拡大事務局会議に報告するものとする。
5. 委員には地域部会の運営に参画する役割が求められるため、定期的に所属のグループの活動に参加するよう努めるものとする。

第4条(部会長および副部会長)

1. 委員の中から、部会長及び副会長を選任する。
任期は2年とするが、再選は妨げないものとする。
2. 部会長は手稲区部会を代表して、会務を総理し、市協議会へ参加し、活動内容を報告する。
3. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故等のある時はその職務を代行する。
また、地域部会の全体会の開催についての調整業務を行う。
4. 部会長の在任期間については原則として6年を超えないこととする

第5条(事務局)

1. 事務局は、部会長、副部会長、委託相談支援事業所、各グループリーダー及び手稲区保健福祉課で構成する。
2. 部会の庶務は、手稲区保健福祉課が行うこととする。
3. 事務局は原則として毎月事務局会議を開催する。このうち偶数月の会議に関しては事務局員の他に各グループサブリーダー、教育機関代表、区社会福祉協議会を加えた拡大事務局会議とする。

第6条(全体会)

1. 年に2回以上、全委員が会する全体会を開催し、活動内容および活動計画等についての周知、および承認を行う場とする。
2. 全体会については原則公開とし、構成委員以外の者の参加および傍聴を認めるものとする。
但し、協議内容に個人情報等が含まれる場合については、委員の了承を得た上で非公開とすることができる。

第7条(守秘義務)

手稲区部会の委員および参加者は、正当な理由なく、地域部会の活動において知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、委員及び地域部会の活動から退いた後も同様とする。

第8条(市協議会への報告)

手稲区部会の活動内容については、定期的に市協議会へ報告するものとする。

第9条(その他)

この規約に定めるもののほか必要な事項は、札幌市自立支援協議会設置要綱に準拠して取り扱う事を原則とし、都度地域部会内における協議により定めることとする。

附 則

この規約は、平成22年8月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和7年10月1日より施行する。